

序論 『古事記』というテキストをどう捉えるか

—

爾、輕太子、畏而、逃入大前小前宿禰大臣之家而、備作兵器。【爾時所作矢者、銅其箭之内。故、号其矢謂輕箭也。】穴穗王子、亦、作兵器。【此王子所作之矢者、即今時之矢者也。是、謂穴穗箭也】。

爾くして、輕太子、畏みて、大前小前宿禰大臣が家に逃げ入りて、兵器を備へ作りき【爾の時に作れる矢は、其の箭の内を銅にせり。故、其の矢を号けて輕箭と謂ふ。】穴穗王子も、亦、兵器を作りき【此の王子の作れる矢は、即ち今時の矢ぞ。是は、穴穗箭と謂ふ】。
(下巻、允恭天皇条)

允恭天皇条は、系譜記事に続き、天皇の即位と氏姓正定の次第、そして天皇の崩御について叙述する。そしてその後、輕太子と輕大郎女の兄弟相姦を経て、「百官」と「天下人等」が輕太子に背き、穴穗王子の側についたことが述べられるのだが、右の引用箇所はその場面である。ここに、細字二行割注（これらは一般的に、注記と総称される。以下、本論文においてもこれらを注記と呼ぶ）が二箇所にあられるのだが、これらの機能をどのように捉えるべきか。

「爾時」「今時」とあることから明らかのように、当該例における注記は、「今時」という時点から、物語において叙述される一連の出来事、即ち、輕太子が穴穗御子の勢力を畏れて大前小前宿禰大臣の家に逃げ込み、武器を作ったという内容を「爾時」のものと位置付ける。つまり、注記によって「今時」——「爾時」という構造を成り立たせ、「爾時」と「今時」との間に時間的な隔たりがあることが諒解される仕組みとなっているのであり、注記による「今時」という時点からの解説は、物語に介入し、解説するかたちでなされているのである。

このように、『古事記』における注記の中には、物語において語られる出来事や事柄に介入し、それらに対し解説を行うものが数多く存在する。我々が『古事記』というテキストに向かうとき、かような叙述に逢着せざるを得ないのである。

こうした『古事記』の注記について、これまでは専らその形態的差異に着目した

分類がなされてきた。小松英雄『国語史学基礎論¹』は、『古事記』における注記を、①訓注、②声注、③音読注、④解説注の四種に分類した上で、訓注及び声注の詳細な分析を通じて、これらが「漢字をつらねた字面をよみとる際に、意味のきれめをとりちがえて、撰録者の意図したところが誤解されやすいような部分に、文字のきれつづきを明示する目的で、くわえられたものがおおい」（同書二八六頁）ことを論証したものであり、その結論は支持されるべきである。というのは、これは、従来の諸説が部分的に論じるに留まっていた『古事記』の注記を包括的に分析した上で導き出された結論であり²、かつ、漢字文字列から成るテキストとしてある『古事記』が抱える本質的な問題として、「切れつづき」の明示という注記の本質的機能を捉え出したものだからである。

神野志隆光『古事記の達成 その論理と方法』（IV 「方法」、1² 「分注」）は、小松前掲書の批判的検討をもとになされたものであり、作品論としての注記論の立場——「多様な多数の注が、どのようにして互いに関連しつつ『古事記』をなりたさせているか——それが問題なのである」（同書二〇四頁）という箇所にも、それは端的に表明されている——をより明確に提示したものである。同書は、小松の分類において、①訓注、②声注、③音読注と④解説注が並列的に理解されている点に疑問を呈し、①訓注、②声注、③音読注、④「音引」注、⑤計数注、⑥氏祖注、⑦説明注、⑧崩御干支注の八種に整理し直している。なお、同書においては、訓注・声注・音読注については、

- ① 訓注 — 訓文字について、そのよみをしめしたもの。
- ② 声注 — 訓文字または音がなについて、その声調をしめしたもの。
- ③ 音読注 — 所与の文字が音読さるべきことをしめしたもの。
- ④ 解説注 — 本文の理解をたすけるために、解説的にそえられたもの。

という小松前掲書の分類に従いつつ、残りの注記については、

- ⑤ 計数注 — 神・人・島等の数を示したもの。
- ⑥ 氏祖注 — 子孫の氏姓を示したもの。
- ⑦ 説明注 — 古語等について説明的に示したもの。

⑧ 崩御干支注―天皇崩御の干支月日を示したものの。

と分類する。³ (④「音引」注については、倉野憲司「古事記の本文と分註との関係についての本文批評的研究」が「音引の註記」と分類したものに従っている)。このように『古事記』の注記を分類し直した上で、同書は

かくて、「辞理」「意況」というもつとも基本的なところでつながって『古事記』を成り立たせる機能として本質的に共通するにしても、①く④と⑤く⑧との性格の差は区別しておくべきだと考える。

それは、⑤く⑧を解説注として概括するのに対して、①く④を例えば解説注とよぶような形である程度はつきりとあらわしうるのではあるまいか。直接用字の上で機能するものと、それを前提として機能するものとの差をあらわしうるからである。

(二二四頁)

と論じる。この分類に拠れば、先に挙げた例は「解説注」の中の「説明注」ということになる。「解説注」と「解説注」との間に機能的差異を認める点については、倉野前掲書⁴が、『古事記』に見られる注記を「訓註」と「註解」の二種に大別するのを承けたものである。神野志論は、注記における「機能」を、文字に対して働くもの(「解説注」と、その上で、叙述された出来事や事柄に解説を施すもの(「解説注」とに分けて捉えようとしたものであり、注記の機能的差異に着目しつつ、「文字の切れつづき」の明示に留まらない、より高次の機能を担う注記の存在を指摘した意義は大きい。なぜならば、「撰録者」による「文字の切れつづき」の明示というように、小松論が一律に「撰録者」という水準から『古事記』に見られる多様な注記を把握しようとするのに対して、注記がテキストとしての『古事記』の中で担う機能を問うという立場を、より明確に示したものである。その後、「崩御干支注(崩御年干支月日注)」について、神野志隆光『複数の「古代」』、『古事記』の崩年干支月日注をめぐって―複数の「古代」―(『國語と國文學』八四―一一、二〇〇七年一月)、及び『古事記』の崩御年干支月日注について(『京都語文』第一五号二〇〇八年一月)は、『上宮聖徳法王帝説』『元興寺縁起』など、『日本書紀』とは異なる紀年構成を有するテキストの存在を見渡しながら、『古事

『古事記』の「崩御干支注（崩御年干支月日注）」が散発的な施注に留まり、かつ『日本書紀』の紀年とも合わないことから、

『古事記』にといったの意味を見ようとするとき、大事なものは、その崩年干支注が、『日本書紀』の紀年と異なるということそのものだ。要は、『日本書紀』の紀年構成と異なるもの——見たとおり、干支そのものだけでなく、スタイルもふくめて、徹底して『日本書紀』とは違ってであろうとするもの——が、現実にならんであったということである。先行した試みであったが（『日本書紀』よりも『古事記』が先行しているということである——谷注）、一元化されない紀年構成が並存したのである⁵。

と論じている。『古事記』は、『日本書紀』との関係性の中で、それとは対抗的であることにおいて意味を持つのであり、そのことを示すものとして「崩御干支注（崩御年干支月日注）」は働くというのである。これら一連の論考は、神野志前掲書において示された「解説注」の機能を、『古事記』と『日本書紀』との複線的な関係の中で見ようとしたものと受けとめられる。

しかしながら、機能という観点から見た場合、注記だけを見渡すのでは不十分である。

次、成神名、国之常立神。【訓常立亦如上。】次、豊雲【上】野神。此二柱神亦、独神成坐而、隱身也。

次、成神名、宇比地邇【上】神。次、妹須比智邇【去】神。【此二神名、以音。】次、角杵神。次、妹活杵神。【二柱。】次、意富斗能地神。次、妹大斗乃弁神。【此二神名亦以音。】次、於母陀流神。次、妹阿夜【上】訶志古泥神。【此二神名皆以音。】次、伊耶那岐神。次、妹伊耶那美神。【此二神名亦以音如上。】上件、自国之常立神以下、伊耶那美神以前、并称神世七代。【上二柱独神、各云一代。次双十神、各合二神云一代也。】

次に、成りし神の名は、国之常立神。次に、豊雲野神。此の二柱の神も亦、独神と成り坐して、身を隠しき。

次に、成りし神の名は、宇比地邇神。次に、妹須比智邇神。次に、角杵神。次に、妹活杵神【二柱】。次に、意富斗能地神。次に、妹大斗乃弁神。次に、於母陀流神。次に、妹阿夜訶志古泥神。次に、伊耶那岐神。次に、妹伊耶那美神。

上の件の、国之常立神より以下、伊耶那美神より以前は、并せて神世七代と称ふ。【上の二柱の独神は、各一代と云ふ。次に双べる十はしらの神は、各二はしらの神を合せて一代と云ふ】。

(上卷)

右に挙げたのは、『古事記』冒頭「天地初発」、国之常立神（くにのこたちのかみ）以下の諸神が成ったことを述べる箇所である。ここに、本文形式によって、国之常立神から伊耶那美神（いざなみのかみ）までを「神世七代」と規定し、その数え方を注記によって示すのだが、この後、

於是、天神諸命以、詔伊耶那岐命・伊耶那美命二柱神、修理固成是多陀用弊流之国、賜天沼矛而、言依賜也。

是に、天つ神諸の命以て、伊耶那岐命・伊耶那美命の二柱の神に詔はく、「是のただよへる国を修理ひ固め成せ」とのりたまひ、天の沼矛を賜ひて、言依し賜ひき。

(上卷)

というように、伊耶那岐命（いざなぎのみこと）・伊耶那美命による「国生み」へと話は展開する。つまり、先の用例は、神々の出現と伊耶那岐・伊耶那美の二神による「国生み」との結節点において、それまでにその出現が叙述された神々を「神世七代」と位置付けるのであり、ここでは、注記ではなく、本文形式によって叙述される「上件」以下の文によって、物語に介入するかたちで「神世七代」の数え方について解説がなされている。物語において語られる出来事や事柄に対して、それに介入しつつ数量的な概括を行うという機能は、冒頭に挙げた允恭天皇条の場合、もしくは、

爾、著其御刀前之血、走就湯津石村、所成神名、石析神。次、根析神。次、石

箇之男神。【三神。】

爾くして、其の御刀の前に著ける血、湯津石村に走り就きて、成れる神の名は、石析神。次に、根析神。次に、石箇之男神【三はしらの神】。（上巻）

などといった、石析神・根析神・石箇之男神が三柱の神であるということを示す「計数注。」と同様なのであり、こうした機能面から見れば、そこに注記か本文かという形態的分類を持ち込む積極的意義は無いのである。

此、稲羽之素菟者也。於今者謂菟神也。故、其菟、白大穴牟遲神、此八十神者、必不得八上比売。雖負袋、汝命、獲之。

此、稲羽の素菟ぞ。今には菟神と謂ふ。故、其の菟、大穴牟遲神に白ししく、「此の八十神は、必ず八上比売を得じ。袋を負へども、汝が命、獲む」とまをしき。（上巻）

右の記事は、大穴牟遲神（おほあなむぢのかみ）が「裸菟」を助けたという叙述に続く部分であるが、これも注記ではなく本文形式である。ここでは、物語において叙述される「裸菟」が、「今」において「菟神」と称されていることが述べられている。この用例は、「此、稲羽之素菟者也。於今者謂菟神也」までが物語に対する「今」の側からの解説であり、続く「故」以下が再び物語の叙述であるために、当該例からは、本文形式による「今」の側からの解説が、物語に介入するあり方をよりはっきりと見て取ることができるといえる。ここに看取される〈古？〉―「今」という構造は、まさに冒頭に挙げた允恭天皇条の例と同一である。

このような、本文形式を取りながらも、物語に介入しつつ解説を行う記事については、既に梅沢伊勢三『記紀批判』、西宮一民「古事記上巻文脈論」などが詳細に論じているところである。梅沢論は、『古事記』に見られる「物語と現在をつなぐ文」を網羅的に抽出し、それらに見られる氏族名の分析を通じて、『古事記』と『日本書紀』の原資料として「旧記」を想定し、成立的には『古事記』が先（七一二年）、『日本書紀』が後（七二〇年）であるが、素材のレベルにおいては、むしろ「紀前

記後」であると論じる。

また、西宮論では、先に挙げた「神世七代」のように、物語において叙述される神名に対して「計数上の「締め括り」をした文」を（本文注）と規定する。つまり、物語に対してその外側から「締め括り」を行う箇所について、注記と同様の機能を認めるのである。梅沢論については、いわゆる「八色賜姓」を指標としつつ、

要するに、記紀の「今」を語る第一類の文中（氏族の出自・由来などを解説する文——谷注）における、氏々のカバネの検討から導き出されたものは、そうした文の原型（そうしてこれはおそらく記紀の原資料たる旧記の類）は八色賜姓（六八四年）以前は勿論、更にさかのぼって、天武朝九年（六八一年）の「記定」事業以前、いな同八年の賜姓以前において、すでに成立していたものと断定せざるを得ないのである。

というように、「八色賜姓」という歴史的現実の反映として『古事記』、及び『日本書紀』の氏族関連記事を捉え、それを成立論に解消したものであり、その帰結は受け入れ難い。結論を先に言えば、これらは、現実（八世紀）における諸氏族の氏姓としてではなく、『古事記』が叙述する「今」における氏姓として把握すべきなのである。ただ、注記か本文かという書式上の差異ではなく、系譜（事柄）・物語（出来事）と、それらに対して外部から解説を施すもの、というように、機能的側面から分類を行う把握の仕方については妥当であると判断される。

従来の注記論は形態的分類に偏った一面的かつ不完全なものであり、機能という面から見れば、梅沢論や西宮論の言う「物語と現在をつなぐ文」や（本文注）のごときも併せて、包括的に捉えるべきなのである。

二

前節において、従来の注記論は形態的分類に偏るといふ欠陥があり、本文でありながらも、これらの注記と同様に、物語に介入しつつ解説を行う記事をも併せて理解すべきであることを確認してきたが、それでは、これらによってたちあらわれるものとは何か。

例えば、

爾、天兒屋命・布刀玉命・天宇受売命・伊斯許理度売命・玉祖命、并五伴緒矣支加而天降也。於是、副賜其遠岐斯【此三字以音。】八尺勾瓏・鏡及草那芸劍、亦、常世思金神・手力男神・天石門別神而、詔者、此之鏡者、專為我御魂而、如拜吾前、伊都岐奉、次、思金神者、取持前事為政。此二柱神者、拜祭佐久々斯侶伊須受能宮。【自佐至能以音。】次、登由宇氣神、此者、坐外宮之度相神者也。次、天石戸別神、亦名、謂櫛石窓神、亦名、謂豊石窓神。此神者、御門之神也。次、手力男神者、坐佐那々県也。故、其天兒屋命者、【中臣連等之祖。】布刀玉命者、【忌部首等之祖。】天宇受売命者、【猿女君等之祖。】伊斯許理度売命者、【作鏡連等之祖。】玉祖命者、【玉祖連等之祖。】

爾くして、天兒屋命・布刀玉命・天宇受売命・伊斯許理度売命・玉祖命、并せて五りの伴緒を支ち加へて天降しき。是に、其のをきし八尺の勾瓏・鏡と草那芸劍と、亦、常世思金神・手力男神・天石門別神を副へ賜ひて、詔ひしく、「此の鏡は、専ら我が御魂と為て、吾が前を拜むが如く、いつき奉れ」とのりたまひ、次に、「思金神は、前の事を取り持ちて政を為よ」とのりたまひき。此の二柱の神は、さくくしろ伊須受能宮を拜み祭りき。次に、登由宇氣神、此は、外宮の度相に坐す神ぞ。次に、天石戸別神、亦の名は、櫛石窓神と謂ひ、亦の名は、豊石窓神と謂ふ。此の神は、御門の神ぞ。次に、手力男神は、佐那々県に坐す。故、其の天兒屋命は、【中臣連等が祖ぞ】。布刀玉命は、【忌部首等が祖ぞ】。天宇受売命は、【猿女君等が祖ぞ】。伊斯許理度売命は、【作鏡連等が祖ぞ】。玉祖命は、【玉祖連等が祖ぞ】。（上巻）

という用例について見てみよう。この用例では、日子番能邇々芸命（ひこほのににぎのみこと）が葦原中国に「天降」る際に、天兒屋命（あめのこやのみこと）以下の諸神が添えられたことが述べられる。当該例の「其天兒屋命者、【中臣連等之祖。】」などは割注形式の氏祖注であり、これらは、前節に挙げた本文形式の諸例と書式が異なる。しかしながら、当該例においても、物語において叙述された神名について、「今」の側から介入し、解説を行うという機能を認めて良い。このような氏祖注の

場合、「今」と明示されてはいないものの、「祖」という語によって、物語における出来事や事柄と時間的な隔たりがあることは諒解される。つまり、これらは全て、物語において叙述された出来事や事柄に対して、それとは隔たった「今」から解説を行うのであり、端的に言えば、『古事記』における〈古〉―「今」というテキストの構造が、このような記事によってたちあらわれるのである。

ところで、右の用例において、伊弉許理度売命（いしこりどめのみこと）に「作鏡連等之祖」と注されていることについて、『古事記伝』は、

鏡カガミシクリノ作連、書紀に、天武天皇十二年十月乙卯朔己未、鏡作ノ造ニ賜テレ姓ヲ曰レ連トとあり、此につきて、疑はしきことあり、凡て此ノ記の諸姓ウチウチを記せる例、當時ソノトキの加婆泥にはかゝはらず、皆上代の随マヤに記せるに、【此なる中臣ノ連忌部ノ首玉祖ノ連なども然なり、】此ノ鏡作氏を、連ムラジと記せるは、如何ぞや、若シはもと造ミヤツコとありけむを、後に連ノ字には誤れるにや、【中臣玉祖などの例を見て、妄ミダリにさかしらに、改めしにもあらむ、】（以下略¹⁰。）

と言う。つまり、『日本書紀』に、

冬十月乙卯条己未、三宅吉士・草壁吉士・伯耆造・船史・壹伎史・娑羅々馬飼造・菟野馬飼造・吉野首・紀酒人直・采女造・阿直史・武市縣主・磯城縣主・鏡作造、并十四氏、賜レ姓曰レ連。

（『日本書紀』卷第二九、天武一二年一〇月乙卯朔己未条）

という賜姓記事があることを見合わせつつ、『古事記』においては諸氏の氏姓が「當時」（『古事記』撰録時）のものではなく、「上代の随」に記されているのが通例であるのに、当該例における作鏡連については、「造」姓ではなく天武一二年以降の「連」姓をもって記されていることを不審とするのである。宣長の理解は、天武賜姓という『古事記』の外側にあるものを持ち込み、『古事記』における氏族の姓について、それを天武賜姓との整合性という観点から捉えるという方向へ向かうのである¹¹。

同じことは、次の箇所に対する注釈からも見て取れる。

又、天皇、以三宅連等之祖、名多遲摩毛理、遣常世国、令求登岐士玖能迦玖能木実。【自登下八字以音。】

又、天皇、三宅連等が祖、名は多遲摩毛理を以て、常世国に遣して、ときじくのかくの木実を求めしめき。
(中巻、垂仁天皇条)

この箇所「三宅連」について、宣長は、

さて此ノ姓もとは、地ノ名より出たるか、又屯倉ミヤケに由れるか、さだかならず、天武ノ紀に、三宅ノ連石床イハトコと云人見え、同紀に、十三年十二月、三宅ノ連、賜テ姓ヲ曰ニ宿禰ト一とあり、【此ノ御世に宿禰ノ姓を賜へるに、姓氏録には、連とのみあるは、宿禰になれる族は絶て、本の連にてありし族なるべし、又天武紀に、三宅ノ吉士、賜テ姓ヲ曰レ連トとあるは、別姓なるべし、又姓氏録に、三宅ノ人とあるも別姓なり、^{1 2}】

と解く。つまり、当該箇所の「三宅連」自体は、「八色之姓」以前の「連」姓によって記されているため、ここで特に問題とはしていないが、平安初期に成立した『新撰姓氏録』に「連」とあることについて、それは「八色之姓」によって「宿禰」とされた三宅氏とは別族だとみなすことによって、「八色之姓」と『新撰姓氏録』の記載とを整合させるのである。端的に言えば、ここにあらわれているのは、『日本書紀』における「八色之姓」を基準として、『古事記』を含めた他のテキストを理解しようとする態度なのであり、そこには、『日本書紀』における「八色之姓」を歴史的事実と捉え、それを『古事記』のテキスト理解に援用するという見方が根底にある。

これは、問題把握の方向性は異なるものの、現代の諸研究にも通じる態度である。例えば梅沢前掲書は、「古事記及び日本書紀が「今」の事件を語っている文中にある氏族の姓は例外なく、この八色賜姓以前の旧姓をもって呼ばれている」(同書二一〇頁)ことを指摘しつつ、

もし記紀の文章が、全然この賜姓以後に始めて新たに記定されたものとするれば、どのような古代の物語に関係するものであろうとも、いやしくも「今」の氏族の出自などについて語っているところには、必ず何らかの形で「八色之姓」が反映されて然るべきものである。それにもかかわらず、ともに奈良朝に完成したとされている記紀両書の、そうした文中にある氏氏（日本書紀、約百氏。古事記、約二百氏。）のすべてが全くこれと関係なく、それ以前のカバネを以て呼ばれているのは、詮ずるところ、この両書の原型となった文章の成立が、天武十三年以前にあつたに相違ないとの観察を可能にするものである¹³。

（圈点原文）

と説く。宣長は『古事記』が「古の實」を記した書であるという立場から、成立時（八世紀）における実際の氏姓にかかわりなく、『古事記』は天武賜姓以前の姓によつて記されていなければならないと考えたのであるが、梅沢前掲書においては、それを素材論・成立論的に捉えるのであり、宣長とはその点において異なる。しかしながら、『古事記』に天武賜姓を持ち込んで理解しようという理解の方向性は共通するのである。

こうした従来の理解に対して、『古事記』における「今」（及び、それと対置されるところの「古」の問題）を、テキストの構造という観点から捉えようとする研究があらわれつつあることは特筆すべきである。

故、顕白其少名毘古那神所謂久延毘古者、於今者山田之曾富騰者也。此神者、足雖不行、尽知天下之事神也。

故、其の少名毘古那神を顕し白しし所謂久延毘古は、今には山田のそほどぞ。此の神は、足は行かねども、尽く天下の事を知れる神ぞ。（上巻）

これは、大国主神が出雲の御大（みほ）の御前に行く際、彼に近付いてきた少名毘古那神（すくなびこなのかみ）の正体を、久延毘古（くえびこ）が明かしたことを叙述する箇所である。植田表『古代日本神話の物語論的研究』は、上巻における「天下」の孤例である当該例について、『古事記』における「天下」が基本的に天皇の

支配領域を指す中で、神々の世界の事跡を叙述する上巻に当該例があらわれることに着目し、これを、

「葦原中国」が物語の中で神話世界としてあるのに対して、当該例は上巻の物語そのものから離れた地点からのものとして存すると判断できる。「今の曾富騰」たる久延毘古の知る「天下」とは、上巻の物語内部の在りようとはそもそも次元を異にするのである¹⁴。

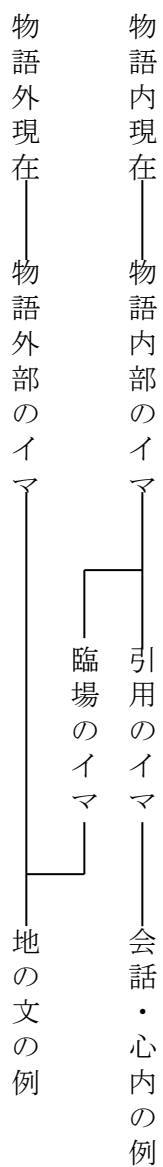
と捉える。つまり、未だ天皇の支配領域たる「天下」が成り立っていない上巻に「天下」の語が用いられることを、物語から離れた「今」からの注釈だと捉えるのである。そして、

「今」による注釈が付されるとき、「今」と物語とは相互に異質なものとして両者の輪郭は浮き彫りにされる。物語は「今」あることの起源として語られ、そしてその「今」は作品内において物語を定位するものとしてある¹⁵。

というように、『古事記』というテキストを、〈古〉に「今」が対置されることによつて成り立つものと見るのだが、先に見てきたような、成立論的見地からの先行研究——『古事記』にあらわれる「今」を、無前提に成立時現在と捉える論議——に対しての批判として、植田論の提起した観点は有効であろう。また、同書では、『古事記』において「今」の立場からなされる叙述を、「於今」型と「至今」型という二様の書式に分類し、前者は「個別的な存在にかかわって物語を導く」のに対して、後者は「動作や状態にかかわって古事記の物語を拡大・敷衍する」のであって、そこに機能的差異があるものの、両者ともに「物語外部に立って物語を定位するはたらきをすることにかわりはない」と説く。「天下」という個別の用例を分析することを通じて示された、『古事記』の構造把握という基本的立場を、書式という観点からより発展的に論じたものと受けとめられる。

また、吉野政治「古事記の地の文のイマ（今）について」（『古事記年報』四九、二〇〇七年一月）は、植田論が拓いた、『古事記』における「今」と〈古〉をテキ

ストの構造として捉えるという視座を承け、それを更に整理しつつ論じられている。即ち、『古事記』における「今」を、



という図式で捉えつつ、「物語外部のイマ」を、「現在から一旦切り離され、歴史的事実として語られた「古」を、物語りの世界とは別の次元から再度現在に関わらせようとする」ものと位置付けるのである。この中で、「臨場のイマ」とは、「地の文において物語の現場に第三者的に立ち会う形で語る場合に現れるもの」であり、具体例として、

故、率遊其御子之状者、在於尾張之相津二俣楹、作二俣小舟而、持上来以、浮倭之市師池・輕池、率遊其御子。然、是御子、八拳鬚至于心前、真事登波受【此三字以音。】故、今聞高往鵠之音、始為阿芸登比。【自阿下四字以音。】

故、其の御子を率て遊びし状は、尾張の相津に在る二俣楹を、二俣小舟に作りて、持ち上り来て、倭の市師池・輕池に浮けて、其の御子を率て遊びき。然くして、是の御子、八拳鬚の心前に至るまで、真事とはず。故、今高く往く鵠の音を聞きて、始めてあぎとひ為き。
(中巻、垂仁天皇条)

などがあるという(他、下巻・仁徳天皇条に一例)。この例では、垂仁天皇の御子である本牟智和氣御子(ほむちわけのみこ)を舟遊びに連れて行ったことが述べられるが、ちょうどその時に、御子が始めて「あぎとひ」(片言を話すこと)をしたと解説される。いわゆる「語り手」の立場を示す指標として、例えば人称代名詞や敬語法、助動詞の類が考えられるが、『古事記』の場合、そうしたものが極めて少ない。換言すれば、「語り手」が我々の前に具体的ななカタチで立ちあらわれることが少ないということであるが、これらの用例が吉野の言う「臨場のイマ」と認め

られるならば、『古事記』における「語り手」のあり方を考える上で興味深い事例となる。

それはさておき、このように、植田論・吉野論文は、『古事記』における「今」を、テキストの中で〈古〉を規定する仕組みとして捉え、〈古〉―「今」という『古事記』というテキストの構造を押さえようとするものであり、その基本的立場は本論文においても支持したい。

しかしながら、植田論においては、

議安河而平天下、論小浜而清国土。

安の河に議りて天の下を平げたまひ、小浜に論ひて国土を清めたまひき。

(序文)

という、序文における「天下」の用例をも「今」に属するものと捉え、

序は「臣安万侶言」で始まり、世界の誕生を語る。その天地の初発は「誰知^二其形^一」であるにもかかわらず、である。誰も知るはずのないその天地の分割するさまを概括的かつ俯瞰的に描き、そして、古事記三巻の概要を語る。序に本文の内容が大枠として提示されることにより、古事記はひとつの完結した作品となることが了解される。物語が俯瞰されているということは、すなわち、語られるべき物語が、実は語る立場からのものであることがここですでに開示されているということに他ならない。そのなかで、この「天下」も使用されるのである¹⁶。

と論じる点に問題がある。

「今」を八世紀の現在と捉え、古事記をそのまま、古代という時代性に回帰させてしまつては、作品としての古事記を読むことにはなるまい。そのような見地は保留して、論者は古事記を一個の作品として捉えたい¹⁷。

というように、同書は、『古事記』における「今」を八世紀における現実と直結させる「見地は保留して」、あくまで『古事記』が有する構造として捉えるという立場から論じられているにもかかわらず、序文（即ち、太安万侶）を持ち込んでしまつては、議論の前提そのものが崩れかねないのである。問題認識の不徹底さがここに如実にあらわれているのではないか。

暨飛鳥清原大宮御大八州天皇御世、潜竜体元、洊雷応期。

飛鳥清原大宮に大八州を御めたまひし天皇の御世に暨りて、潜ける竜元に体ひ、洊れる雷期に応へき。

於焉、惜旧辞之誤忤、正先紀之謬錯、以和銅四年九月十八日、詔臣安万侶、撰録稗田阿礼所誦之勅語旧辞以献上者、謹隨詔旨、子細採摭。

焉に、旧辞の誤り忤へるを惜しみ、先紀の謬り錯へるを正さむとして、和銅四年九月十八日を以て、臣安万侶に詔はく、「稗田阿礼が誦める勅語の旧辞を撰び録して献上れ」とのりたまへば、謹みて詔旨の随に、子細に採り摭ひつ。

（序文）

前者の用例では、天武天皇（「飛鳥清原大宮御大八州天皇」）が天子としての徳を備えつつ、好機を逸することなく行動に移したことが語られており、この後、壬申の乱の経緯と即位の次第、そして天武天皇が「帝紀」「旧辞」の討覈・撰録を発意したものの、それがついに果たされることはなかったということが述べられる。後者では、『古事記』成立時の天皇である元明天皇が、太安万侶に『古事記』撰録を命じたことが解説されている。『古事記』序文は、このように、天武朝をその内部に含みつつ、元明朝の時点から叙述されているのであり、推古朝までの記事しか持たない本文に序文を持ち込んで理解することはそもそもできないのである。更に言えば、序文は、

臣安万侶言。夫、根元既凝、氣・象未効。無名無為、誰知其形。然、乾坤初分、

參神作造化之首。陰陽斯開、二靈為群品之祖。所以、出入幽・顯、日・月、彰於洗目。浮沈海水、神・祇、呈於滌身。

臣安万侶言す。夫れ、根元既に凝りて、氣・象未だ効れず。名も無く為も無ければ、誰か其の形を知らむ。然れども、乾坤初めて分れて、參はしらの神造化の首と作れり。陰陽斯に開けて、二はしらの靈群の品の祖と為れり。所以に、幽・顯に出で入りして、日・月、目を洗ふに彰れたり。海水に浮き沈みして、神・祇、身を滌ぐに呈れたり。

(序文)

というように、世界のはじまりに、天之御中主神（あめのみなかぬしのかみ）・高御産巢日神（たかみむすひのかみ）・神産巢日神（かみむすひのかみ）の三神（「參神」）をはじめとした諸神が成ったことと、伊耶那岐命・伊耶那美命（「陰陽」「二神」）に関する事柄に概略的に触れるが、ここでは、陰陽論に依拠しながら世界のはじまりを叙述しているのであって、陰陽論に拠らない本文とは異なる世界観をあらわし出している¹⁸。この点からも、序文を本文の理解に持ち込むことはできないと言わねばなるまい。

吉野論文に対しても、批判すべき点はなお残る。同論は、橋本雅之「古風土記における過去と現在——古風土記編纂の視点——」（『古事記年報』四三、二〇〇一年一月）が、「風土記」に見られる「今」の用例分析を通じて、

上に掲げた説話の中で語られる「今」とは、伝承されて至り着いた現時点としての「今」であろう。その意味から言うなら、この「今」がいつを指すのか実は厳密には不明である。しかし古風土記は、報告文書として律令官人の手で最終的に記述されたものであり、叙事的記録としてまとめる手順を踏んで述作されたものである。編纂論の立場から考えたなら、これらの「今」とは、明らかに述作された時点を指していると考えてよいと思う。

と論じるのを援用しつつ、

古事記の場合も基本的には橋本氏のように考えることができるだろう。すなわ

ち「それぞれの物語が出来た当初に説明的につけられた」ものや、「それらの断片的物語りが、多少とも纏められた際に説明的につけられた」ものであっても、最終的には天武天皇の討覈時点のイマとして捉え直していると考えられる。

と論じるのであるが、『古事記』における「今」を「天武天皇の討覈時点のイマ」と無条件に言うことはできない。むしろ、作品論的立場から言えば、橋本論文が「風土記」に関して述べているように、『古事記』における「今」についても、「いつを指すのか実は厳密には不明である」と言うしかないのではないか。つまり、テキストの構造という観点から見ると、『古事記』における「今」を、歴史的現実における具体的なある時点に比定することに、積極的意義は認められないということである。

橋本論文は、編纂論的立場から各国風土記に共通する叙述の方法を析出しようとしたものであり、『古事記』の、テキストとしての構造把握を志向する吉野論とは、そもそも立脚点が異なるのである。異なる立場からなされた論を不用意に援用したところに、問題の拡散と混乱をもたらした要因があると言えよう。

しかしながら、述べてきたような諸点とは別に、植田論と吉野論文がともに抱えている、方法上の大きな問題があることを、ここで指摘しておかねばならない。それは、先に見た氏祖注や計数注、そして「今」にかかわる記事を含めた総体として『古事記』を捉えるという視座が欠如しているということである。『古事記』というテキストの構成要素であるこれらを視野に入れることを抜きにして、『古事記』の構造把握は成り立ち得ないのだが、前掲植田論、吉野論文ともに、かような問題認識に欠けるのである。

三

それでは、総体としての『古事記』の構造とはどのようなものとしてあるのか。氏祖注を取り挙げつつ、以下にその概略を述べたい。

氏祖注に見られる氏族名について、それらがおおよそ天武賜姓以前の姓と合致するという事実は、既に先学によって指摘されており、そのことは先に見た通りである。そうした用例状況から、宣長は「古の實」を見出そうとし、宣長以降の研究で

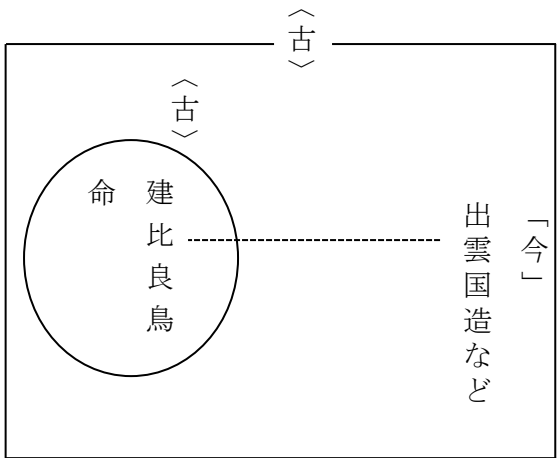
は、そこに資料的ないしは成立的問題を投影してきたのであった。しかしながら、氏祖注によって示される「今」を、そのまま歴史的現実に直結させることができるのであろうか。

私は、氏祖注が示す「今」を成立時現在（和銅五年）とは切り離して捉えるべきであると考ええる。氏祖注によってたちあらわれる「今」は、あくまでテキスト内部における「今」なのであり、それを歴史的現実に直結させることはできないのではないか。そのような「今」を含む『古事記』の全体構造は、例えば、天照大御神と須佐之男命（すさのをのみこと）との「うけひ」によって生まれた神々のうち、天菩比命（あめのほひのみこと）の子について解説した箇所である、

故、此、後所生五柱子之中、天菩比命之子、建比良鳥命、【此、出雲国造・無耶志国造・上菟上国造・下菟上国造・伊自牟国造・津嶋県直・遠江国造等之祖也。】

故、此の、後に生める五柱の子の中に、天菩比命の子、建比良鳥命、【此は、出雲国造・無耶志国造・上菟上国造・下菟上国造・伊自牟国造・津嶋県直・遠江国造等が祖ぞ】
（上巻）

という例をもとに図示すれば、次のようなかたちで示し得るであろう。



この図のように、『古事記』における〈古〉の世界は、その内部に〈古〉―「今」

という構造を含みつつ成り立つのであり、その〈古〉の世界（〈古〉——「今」の全体）は、序文によって相対化されることによって、全体が〈古〉のものとして定位されると考えられるが、これまで述べてきたことは、以後各論にて検証する。なお、このように図式化して捉える場合、序文の位置付けが問題となるが、序文と〈古〉の関係については、『古事記』における〈古〉の世界のありようを総体的に見渡した上で、「おわりに」において改めて論じることとする。

さて、右のような理解は、先述した、氏祖注における氏族名が天武賜姓以前の姓によって記されているという事実から保証されるであろう。従来のように、氏祖注にあらわれる氏族名を歴史的現実に直結させるのではなく、あくまでテキスト内部の「今」として見るならば、それらが天武賜姓以前の姓によって記されていることはむしろ当然なのである。なぜならば、それらは序文が示す成立時現在の姓ではなく、それとは時間的に隔たる、テキストにおける「今」のものであるからだ。氏祖注から原資料の残存を見出すという従来の研究は、こうした、『古事記』というテキストが成り立たせている全体構造への理解を抜きに進められてきたものであり、テキストにおいて氏祖注がどのように位置付けられ、そして機能しているのかという認識に欠けていたのだと批判されねばなるまい。

なお、問題は氏祖注だけに留まらない。氏祖注や解説注と同様に、本文でありながらも、物語において叙述される出来事や事柄に対して「今」の側から注釈を加える記事が存在し、これらを同一の機能を持つものとして一括して捉えるべきことは、先に論じた通りである。だとすれば、これらもまた、右に示した図における、「今」の側からの叙述として捉えるべきであろう。

また、このような『古事記』の構造の問題として、「みやけ」や「大臣」などといった制度的記事も、右に示した構造の中に置いて、一つの問題として理解されねばならない。

爾、都夫良意美、聞此詔命、自参出、解所佩兵而、八度拜白者、先日所問賜之女子、訶良比売者、侍。亦、副五处之屯宅以献。【所謂五村屯宅者、今葛城之五村苑人也。】

爾くして、都夫良意美、此の詔命を聞きて、自ら参み出でて、佩ける兵を解き

て、八度拝みて白さく、「先の日に問ひ賜へる女子、訶良比売は、侍らむ。亦、五処の屯宅を副へて献らむ【所謂る五村の屯宅は、今の葛城の五村苑人ぞ。】

（下巻、安康天皇条）

今、その問題性を見て取りやすい箇所として、安康天皇条における「五処之屯宅」の用例を挙げた。これは、安康天皇を殺害した目弱王（まよわのみこ）を匿う都夫良意美（つぶらおみ）の邸を、大長谷王が攻める場面であるが、ここでは、〈古〉の物語として叙述された「五処之屯宅」に対して、説明注によって「今」にはそれが「葛城之五村苑人」としてあることが解説される。つまり、右の図に即して言えば、『古事記』の「みやけ」は〈古〉のものとして叙述されているのである。それは、

〈古〉―「みやけ」／「今」―「苑人」

というかたちで示し得るが、ここにも、先に見たような『古事記』の構造が垣間見える。大臣については、「みやけ」の場合とは異なり、注記にその用例が存在しないために、『古事記』の構造の中に位置付けにくいのが、『日本書紀』が、成務朝における大臣・大連並立から孝徳朝における左大臣・右大臣設置を経て、天智朝及び持統朝における「太政大臣」設置に至る、大臣制の制度史を叙述しているのに対して、『古事記』はそうした大臣制の変遷を一切叙述しないことを併せ考えれば（第五章参照）、大臣もまた、「みやけ」と同様に〈古〉の世界のものとして叙述されていると想定される。このように、「みやけ」や「大臣」といった制度的記事も、単にそれぞれ制度のありようを示すものとしてだけではなく、『古事記』が持つ構造の中に置いて捉えるべきなのである。

それでは、以下に各章の概略を述べる。第一章では、『古事記』を成り立たせている時間秩序がどのようなものであるのかということを確認し、それと『古事記』というテキストとの関係性を分析する。そのことを通じて、氏祖注が「今」の立場から〈古〉の出来事や事柄に対する解説機能を持ち、そしてそのことによって、『古事記』が〈古〉―「今」という構造によって成り立っていることを明らかにするの

が、本章の目的となる。

第二章では、国造・県主関連記事の分析を通じて、第一章で析出した〈古〉―「今」という構造を成り立たせるものとして、国造・県主関連記事を捉えねばならないことを論じる。なお、本章においては、『古事記』と対比させる形で『日本書紀』における国造・県主関連記事の分析も行い、前者が律令制とは直接つながらない〈古〉の世界を語るのに対し、後者は「大化改新」を転換点とし、律令制につながるものとしての国造・県主を叙述しており、両者を同列に論じることはできないということも確認する。

第三章では、『先代旧事本紀』がどのような構造を有するものであるかということとを論じる。本章は『先代旧事本紀』が持つ構造と『古事記』の構造とを対置し、後者への理解をより確かなものとする目的で論じられるものであり、第一章及び第二章に対する補論としての意味を持つものである。また、従来は主に史料的价值という観点から論じられてきた「国造本紀」について、作品論的立場から、『先代旧事本紀』の一部分として総合的に理解するための基礎作業としての意味も有する。

第四章以降は、『古事記』における制度的記事を具体的に分析する。第四章では、『古事記』における「みやけ」関連記事を取り挙げ、それが『古事記』における〈古〉の世界の制度として叙述されていることを論じる。その中で、先に挙げた安康天皇条に見える注記に着目し、『古事記』の「みやけ」が、現実の制度としての律令制とは直接つながらないものとして叙述されていることを明らかにする。

第五章では、『古事記』における大臣、その中でも特に履中天皇条の用例を分析することを通して、『日本書紀』が、大臣を律令制に連なる制度として叙述しているのに対し、『古事記』の大臣は、氏族とはかわりなく任命され得るものとして、推古朝まであり続けたものとして叙述されていることを論じる。

第六章では、『古事記』の「百官」関連記事を分析し、『古事記』においてはそれらの内部序列は一切叙述されず、彼らが一律に天皇に仕えることによって、『古事記』の天皇の世界が成り立っていることを明らかにする。このような世界のありようは、「位階」や「官位」が厳密に定められていた現実の律令制とは大きく異なるものであるが、本章においては、それが現実においても意味を持つものであったということとを、『続日本紀』巻第三〇、宝亀元年三月辛卯条を取り挙げつつ論じる。

第六章までの各章の考察を踏まえ、「おわりに」では、『古事記』が〈古〉―「今」

という構造を持つことの意味を、本文と注記に加え、序文を含んだ総体として『古事記』を把握することを通して考える。

¹ 小松英雄『国語史学基礎論』（笠間書院、一九七三年一月初版、二〇〇六年一一月簡装版）。本論文においては、簡装版を参照した。

² ただし、本書において具体的に分析されているのは①訓注、及び②声注であり、③と④については、「訓注」声注および音読注の三類の注記についていえば、それぞれの文字のよみを確定しているという点で共通しているであろうし、解説注も、語の同認、ないし、そのただししい理解のためにくわえられているわけであるから、それらと異質のものではありえない（四九頁）というように、

①・②と同様の機能を有するであろうという推定に留まる。

³ 神野志隆光『古事記の達成 その論理と方法』（東京大学出版会、一九八三年九月初版、二〇〇七年一二月第二刷）、二〇七頁。ただし、同頁後半の表において示されている通し番号と順に従った。

⁴ 倉野憲司『古事記論攷』（立命館出版部、一九四四年七月）、一〇「古事記の本文と分註との関係についての本文批評的研究」、一三六頁〜一七二頁。

⁵ 神野志隆光『複数の「古代」』（講談社、二〇〇七年一〇月）、一三五頁。

⁶ 以下、「計数注」「氏祖注」「説明注」という注記の分類については、注3前掲書、IV「方法」、12「分注」（東京大学出版会、一九八三年九月）に拠る。

⁷ 『古事記』において、「今」に対して「古」という語が明示的に用いられた用例として、「自往古至今時（往古より今時に至るまで）」（安康天皇条）の一例しか存在しないが、本論文では、当該例の「往古」も含め、「今」と対置されることによつて設定されるものに対して、〈古〉という術語を用いる。

⁸ 西宮一民「古事記上巻文脈論」（『国語と國文学』五三―五、一九七六年五月）。

⁹ 梅沢伊勢三『記紀批判』（創文社、一九六二年五月）、二一七頁。

¹⁰ 『本居宣長全集』第一〇巻（大野晋編、筑摩書房、一九六八年一月）、一八四頁。

¹¹ 後に詳論するように、氏祖注によつてあらわされる『古事記』の〈古〉の世界は、成立時現在（八世紀）とはつながらない、律令制以前のものとして叙述されていると考えられる（第一章参照）。そうした観点から言えば、宣長のように、後世における用字の改変を疑うという立場を採ることはできない。

¹² 『本居宣長全集』第一一卷（大野晋編、筑摩書房、一九六九年三月）、一四三頁。

¹³ 注9前掲書、二一一頁。

¹⁴ 植田麦『古代日本神話の物語論的研究』（和泉書院、二〇一三年四月）、第一章

第一節「古事記上巻の『天下』」、三二頁。初出は「古事記における「今」――

上巻の「天下」を中心に――」（『国語と國文学』八一―七、二〇〇四年七月）。

¹⁵ 注14前掲書、三〇頁。

1 6 注 1 4 前掲書、三五頁。

1 7 注 1 4 前掲書、二九〇三〇頁。

1 8 『古事記』序文が陰陽論的世界観に拠り、本文は「ムスヒのコスモロジー」と言うべき世界観によって叙述されているということは、神野志隆光『古事記の世界観』（吉川弘文館、一九八六年初版第一刷、二〇〇八年二月復刊）、『古事記注解 2 上巻その一』（神野志隆光・山口佳紀、笠間書院、一九九三年六月）、「天地初發之時」項及び「次高御産巢日神次神産巢日神」項（ともに神野志隆光執筆箇所）において既に論じられている。